

高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 補助金は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、指定講座の受講料、一定期間の生活に要する経費及び入学時における経費への補助を行うことにより、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の促進及び受講期間中の生活の不安の解消を図り、もって母子家庭及び父子家庭の自立の促進に資することを目的とする。

(補助の種類及びその対象者)

第3条 補助事業の種類及び当該補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、知事が別に定める実施要領（以下「実施要領」という。）に掲げる要件を全て満たす者

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

ア 県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）、かつ、実施要領に掲げる要件を全て満たす者。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

イ 就職の際に有利となるものであって、かつ、養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれるもの。ただし、原則として通学制若しくはオンライン学習（インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるもの。）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネット環境を利用した修業形態の中でも eラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修業する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。

ウ 修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、上記ア及びイの要件を満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする（ただし、同一のカリキュラムに関して継続して高等職業訓練促進給付金を受給中である者を含む。）。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助事業及び対象講座の種類に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

- ア 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座を受講するに当たって支払った費用（以下「一般教育訓練経費」という。）
- イ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「特定一般教育訓練経費」という。）
- ウ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下「指定教育訓練」という。）を受講するに当たって支払った費用（以下「専門実践教育訓練経費」という。）

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

- ア 高等職業訓練促進給付金（法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
補助対象者が資格取得のため修業するに当たって、修業期間中の生活を維持するための経費
- イ 高等職業訓練修了支援給付金（法第 31 条第 3 号（法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）
補助対象者の養成機関入学時の負担を軽減する経費

(補助額等)

第 5 条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

補助額は、前条第 1 号の規定による補助対象経費の種別ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練経費の支給を受けることができる場合は、当該給付金の交付額を差し引いた額（その額が 12,000 円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。）とする。

ア 一般教育訓練経費及び特定一般教育訓練経費

補助対象経費の 60 パーセントに相当する額。ただし、当該 60 パーセントに相当する額が 20 万円を超える場合の補助額は 20 万円とし、12,000 円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。

イ 専門実践教育訓練経費（ウに掲げる経費を除く。）

補助対象経費の 60 パーセントに相当する額。ただし、当該 60 パーセントに相当する額が修学年数に 40 万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に 40 万円を乗じて得た額（当該額が 160 万円を超えるときは、160 万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合 200 万円を超えるときは、200 万円。）とし、12,000 円を超えないときは補助金を交付しないものとする。

ウ 専門実践教育訓練経費（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に当該教育訓練

に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合も含む。）ものに限る。）

補助対象経費の85パーセントに相当する額。ただし、当該85パーセントに相当する額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。

（2）高等職業訓練促進給付金等事業

ア 訓練促進給付金

補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、当該補助対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）、これ以外の者については月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）とし、補助期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合（令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者を含む。）には、通算60月を超えない範囲で支給するものとする。

イ 修了支援給付金

補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合は5万円、これ以外の場合は25,000円とし、補助の時期は、修了日を経過した日以後とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第4条各号に掲げる経費ごとに、別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第12号様式による交付申請書に必要書類を添えて、実施要領に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の変更申請）

第7条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに、別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、高等職業訓練促進給付金等事業については、補助対象者若しくは当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該補助対象者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該補助対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該補助対象者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に当該申請を行わなければならない。

（審査）

第8条 補助要件の審査に当たっては、必要に応じて審査委員会を開催し、その緊急性及び必要性について考慮して判定するものとする。

2 審査委員会の設置及び運営に関しては、知事が別に定める。

（補助金の交付等の決定）

第9条 知事は、第6条又は第7条の規定による申請が適切であると認めたときは、補助金の交付又は変更の決定をし、当該申請者に対し、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式又は別記第13号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の方法）

第10条 補助金の交付方法は、次に掲げるとおりとする。

（1） 自立支援教育訓練給付金事業

受講を修了した者に対して精算払をするものとする。なお、第5条第1号イに規定する経費に限り、支給単位期間ごとに交付することができる。

（2） 高等職業訓練促進給付金等事業

ア 訓練促進給付金

知事が必要であると認めたときは、概算払をすることができる。この場合においては、補助対象者は別記第8号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

イ 修了支援給付金

修了日を経過した者に対して精算払をするものとする。

（補助の取消し）

第11条 受給決定者（第9条の規定による交付等の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなったとき又は修業の取止め等により補助要件に該当しなくなったときは、別記第9号様式による資格喪失届に必要な書類を添えて、当該事実が発生したときから14日以内に知事に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたとき又は受給決定者が偽りその他不正な手段により交付を受けたと認めたときは、その交付決定を取り消すものとする。この場合においては、遅滞なく、その旨を当該受給決定者に別記第10号様式により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 受給決定者は、次により実績報告書を提出しなければならない。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

実施要領に定める交付申請期限までに、別記第1号様式又は別記第12号様式により知事に提出しなければならないこと。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

ア 訓練促進給付金

補助事業が完了した日若しくは補助事業が取り消された日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、別記第11号様式により知事に提出しなければならないこと。

イ 修了支援給付金

実施要領に定める交付申請期限までに、別記第3号様式により知事に提出しなければならないこと。

(申請等の経由)

第13条 第6条及び第7条の規定による申請、第9条の規定による通知、第11条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による通知並びに前条第1号及び第2号の規定による実績報告は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所の長を経由して行わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 5 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 10 月 2 日から施行し、同年 8 月 30 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。